

## 智頭町空き家活用奨励金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 智頭町は、町内の空き家の有効的な活用と、定住人口の増加により地域の活性化を図るため、本町以外に居住していた者が智頭町に転入し(以下「移住者」という。)、町内の空き家を利用する場合、空き家の提供者に対し智頭町空き家活用奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、智頭町補助金等交付規則(昭和48年12月1日智頭町規則第8号。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (交付目的)

第2条 自らが所有する空き家を智頭町空き家バンクに登録(以下「登録物件」という。)した者(以下「登録者」という。)が、移住者に対し売却又は賃貸しを行い、登録物件内の不要物等の撤去、補修等の整備を行ったとき、登録者に対し奨励金を交付することにより、移住者の住環境を整備し、移住促進、空き家活用を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者(以下「対象者」という。)は、奨励金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 登録者と移住者が登録物件について賃貸借契約を行っていること。
- (2) 登録物件を賃借する者は、登録者の3親等以内でないこと。

### (奨励金の種類および額)

第4条 奨励金の種類及び額は、次表に掲げるとおりとする。

内 容	奨励金の額
空き家登録者が、町外からの移住者に売却又は賃貸した場合	200,000円

### (奨励金の支給制限)

第5条 奨励金は、予算の範囲内で交付する。

2 奨励金は、該当する空き家に対して1回に限り交付する。

### (交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、智頭町空き家活用奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書(様式第2号)

### (奨励金の返還等)

第7条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

すでに交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

( 1 ) 移住者が転入した日から 5 年未満に智頭町から転出した場合において、転出後に空き家バンクへ登録しない、また、新たに賃貸しを行うよう努めないとき。

( 2 ) 奨励金を受けた空き家を、交付の決定を受けた日から 5 年以内に取り壊したとき。

( 3 ) 奨励金の交付の提出した書類に偽り、その他不正があったとき。

( その他 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 2 1 年 6 月 1 日から施行し、平成 2 1 年度の補助事業から適用する。

2 この要綱は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日限りでその効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき既になされた交付申請に係る奨励金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。